

法務局からのお知らせとお願い

山口地方務局では、令和7年度及び令和8年度の事業として、**山口市小郡地区**(別図のとおり)において、新たに不動産登記法第14条第1項に定める地図を作成します。

1 作業期間 **令和7年10月から令和9年2月末まで**

2 皆様方へのお願い

★ **令和7年10月から、現地の調査**などのために、皆様方の**所有地へ立ち入ることがあります**のでご協力をお願いします。

(地図作成作業受託事業者:公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会)

★ **令和8年1月下旬頃に土地所有者様への説明会を予定**していますのでご参加ください。

★ **土地所有者の方は、境界の調査に立ち会い**をお願いします。立ち会っていただく日時(**令和8年5～11月頃の予定**)は、事前にお知らせします。

★ **境界杭や境界標識**などは、測量の基礎となるものですから**抜いたり、動かしたりしないで**ください。

山口県内の地図(公図)は、元々は明治時代に作成されており、法務局に備え付けられている当該地域の地図も、この当時に作成されているものなので、地図と現地が合致していない状態が生じています。

そこで、法務局では、皆様方が安心して不動産取引などを行うことができるよう、不動産登記法に基づき、土地の一筆ごとの境界を確認した上で、正確な測量を行い、現地と一致する精度の高い地図を作成します。法務局が行う地図作成作業の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いします。

【作業に関するお問合せ先】

◎山口地方務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

担当:飯田、喜島

〒753-8577 山口市中河原町6番16号

電話 083-922-2295(平日9:00～17:00)

(電話機の **☎** ボタンを押し、次に **☎** ボタンを押すと担当部門へつながります。)

作業区域 (以下別図のうち青色で囲った地域)

山口市小郡下郷、小郡令和一丁目、小郡令和三丁目、小郡明治二丁目、小郡大正町、小郡昭和町、小郡東津一丁目

※このチラシが、今回実施する地図作成区域外にお住まいの皆様にも届く場合もございますが、ご容赦ください。

別図

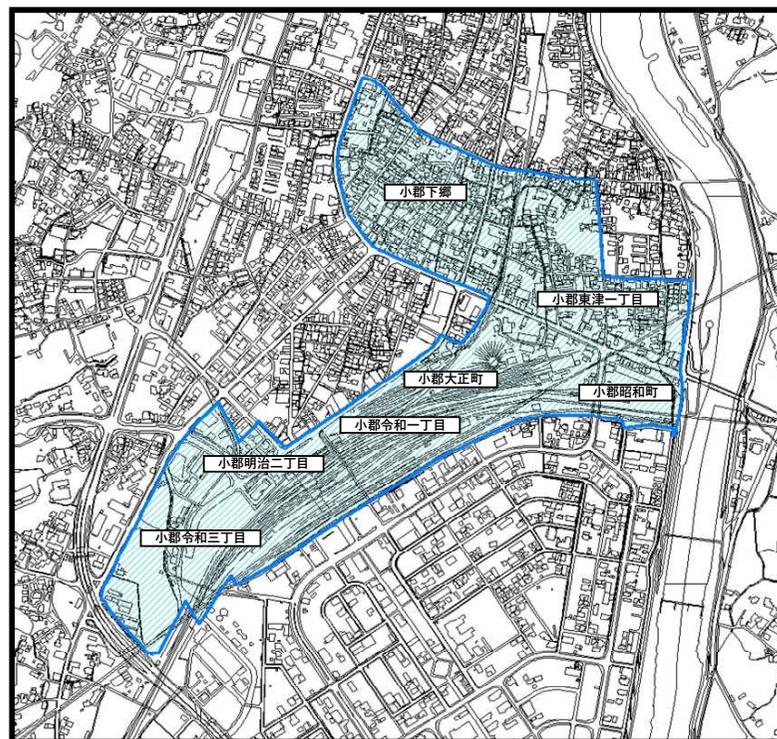
山口市小郡地区

法務局地図作成事業実施区域

地理院地図

Vector

(加工して作成 (山口地方務局))



【地図作成事業受託事業者】

公益社団法人山口県公共嘱託登記土地家屋調査士協会